

相対交渉市場における単一銘柄取引の値段の見直しに係る「相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則」の一部改正について

平成 20 年 2 月 20 日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 趣旨

2005 年 4 月 1 日より証券会社に最良執行義務が導入されている現状を踏まえ、投資家の売買の執行利便性を向上する観点から、相対交渉市場における単一銘柄取引について約定可能値段を拡大するよう見直しを行います。

これに伴い、当取引所では、相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正を行います。

## 2. 概要

### 単一銘柄取引の値段の見直し

- ・現在、相対交渉市場における売買立会時間内の単一銘柄取引の値段は、売買代金により執行できる値幅を段階的に設定していますが、投資家の執行利便性向上のため、売買代金に関わらず執行可能値幅を均一とし、直前の約定値段（特別気配等を含む）から上下 7% の範囲内での執行を可能とします。

（備 考）

・相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第 4 条第 1 項

## 3. 施行日

- ・平成 20 年 3 月 3 日から施行します。

以 上